

平成 26 年 12 月 25 日

日本商工会議所

東京商工会議所

## 会社法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

### 会社法施行規則改正案 第 2 章第 3 節の 2 関係

今回の会社法改正により、特別支配株主による株式売渡請求（いわゆるキャッシュ・アウト）が認められ、対象会社の総株主の議決権の 10 分の 9 以上を保有する株主は、対象会社の株主総会の決議を要することなく、少数株主に対してその保有株式等を売り渡すことを請求することが可能となった。

改正法第 179 条によれば、ここでいう特別支配株主とは「株式会社の総議決権の 10 分の 9 以上を有している場合における当該者」ということになっている。

この特別支配株主に該当するためには、一人の株主が直接または間接に 10 分の 9 の議決権を有していることが必要であり、特別支配株主以外の者が有している議決権を合算することはできないとされる（※）。

しかし、法文上、一人の株主が 10 分の 9 以上の株式を保有しているとの趣旨は明確とはいえない。

そこで、複数株主の議決権を合計して 10 分の 9 の場合にもキャッシュ・アウトが可能という誤解を招かないよう、施行規則で特別支配株主の定義を明確にするべきである。

以上

※坂本三郎他「平成 26 年改正会社法の解説（VII）」

旬刊商事法務 No2047（2014 年 11 月 5 日号）6 ページ